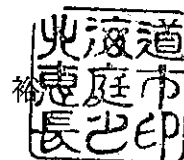


恵庭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月17日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第1号

恵庭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>恵庭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図り、もって行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等</u> 人の知覚によって認識することができる情</p>	<p>恵庭市情報通信技術を活用した行政の推進<u> </u>に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の</u> 人の知覚によって認識することができる情</p>

現行	改正案
<p>_____電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者又は処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行わせる_____ことができる。</p>	<p>定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方_____の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。</p>
<p>2 前項の規定_____により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、_____当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法_____により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p>
<p>3 第1項の規定_____により行われた申請等は、同項の_____市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該市の機関等に到達したものとみなす。</p>	<p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該市の機関等に到達したものとみなす。</p>
<p>4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとして_____</p> <p>_____については、当該条例等の規定にかかわらず、_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>4 申請等のうち_____当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で_____定めるものをもって代える_____ことができる。</p>
<p>_____氏名又は名称を明らかにする措置であって、市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p> <p>5 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。</p>	<p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金(以下「手数料等」という。)の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法</p>

現行	改正案
<p>6 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等その他の有体物を提示することとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、書面等その他の有体物を確認する措置であって、市の機関が定めるものをもって当該提示に代えさせることができる。</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第4条 市の機関等は、処分通知等のうち、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等</p>	<p>その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</p> <p>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第4条 処分通知等のうち、当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等</p>

現行	改正案
<p>を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をする<u>こととしているもの</u></p> <p>_____</p> <p>_____については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって、市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p> <p>5 市の機関等は、処分通知等に関する他の条例等の規定により、第1項の規定により行われた処分通知等に係る書面等を返付(返還、返納その他の処分通知等に係る書面等の効力が失われたことに伴い、当該書面等を市の機関等に提出する行為をいう。)することとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該処分通知等に係る電磁的記録をその所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去する等の措置であって、市の機関が定めるものをもって当該返付に代えさせることができる。</p>	<p>を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 処分通知等のうち、_____当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をする<u>ことが規定されているものを</u>第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって<u>規則で</u> _____定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p> <p>5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。</p>
<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 市の機関等は、縦覧等のうち、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により 書面等により行う<u>こととしているもの</u> (申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>市の機関が定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</u></p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 _____縦覧等のうち、当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行う<u>ことが規定されているもの</u>(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則で</u> _____定めるところにより、_____当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により _____行うことができる。</p>

現行	改正案
<p>(市の手続等に係る情報システムの整備等)</p> <p>第7条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市の機関等に係る手続等における情報</p>	<p>ことその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが<u>適当でないものとして規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)</u></p> <p>(添付書面等の省略)</p> <p>第8条 <u>申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u></p> <p>(市の機関等による情報システムの整備等)</p> <p>第9条 市の機関等は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該市の機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 市の機関等は、第1項の規定による情報シス</p>

現行	改正案
<p><u>通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p>第 8 条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる手続等における情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、少なくとも毎年度 1 回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(市の機関への委任)</p> <p>第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。</p>	<p><u>テムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(情報通信技術を活用した行政の推進) に関する状況の公表)</p> <p>第 10 条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。</p> <p>(_____ 委任)</p> <p>第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で _____ 定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（新条例第 2 条第 6 号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第 2 条第 7 号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等（この条例による改正前の恵庭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 6 号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第 2 条第 7 号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 5 条又は第 6 条の規定により行われている縦覧等又

は作成等については、新条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。